

その他全般的な質問・要望等	質問文書	回答文書
積算基準の準用や発行日等について	<p>・今回、平成 25 年度版として改定されましたが、発行日が平成 25 年度を過ぎた、平成 26 年 4 月 21 日であり、平成 26 年度版としない理由はありますか？</p> <p>・公共建築工事積算基準（官庁営繕関係基準）が平成 25 年度に改正され、それに整合させている部分が多いですが、同じ内容については、「公共建築工事積算基準（官庁営繕関係基準）を準用する」などの記載にするか、公共建築工事積算基準（官庁営繕関係基準）に統一し、公共住宅の部分のみの仕様書は別に設けるなど工夫をし、発行を早めることはできないのでしょうか？</p>	<p>・事連協版は、国土交通省大臣官房官庁営繕部発行の公共建築工事標準仕様書（平成 25 年版）との整合を図りつつ、公共住宅建設工事共通書で準用・改良部分などを検討した上で、公共住宅建設工事積算基準を平成 25 年度中に発行したものです。</p> <p>・上記理由で発行を早めることは難しいですが、発注時点で各団体がどの年度版を使用するかを判断すれば良いと思われます。「公共建築工事積算基準」と「公共住宅建設工事積算基準」とは基準類構成や科目構成が異なる他、公共住宅は各編（建築・電気・機械・屋外整備）に分かれている等、統一化するには難しい課題があります。</p>
公共住宅の改修工事について	<p>・公共住宅には改修工事について記載されていませんが、改修工事の場合は、公共建築工事の資料に掲載されている補正值を使用して補正すればよいのでしょうか？</p>	<p>・公共住宅建設工事積算基準においては、新築工事を対象としており、改修工事は対象としておりません。</p>
改修工事の積算基準について	<p>・公営住宅もストックを活用する時代になっており、改修工事の積算基準を策定してほしい。</p>	<p>・11 月に事連協の中期事業基本計画の策定に向けた会員向けアンケート調査を実施しました。今後、本アンケート結果をもとに、改修工事積算基準を策定するか否か、事連協運営委員会にて検討してまいります。</p>